

令和4年1月11日

生徒、保護者の皆さま

大阪府立みどり清朋高等学校

校長 寶田 康彦

感染防止対策の徹底、並びに今後の教育活動等について

日頃から本校の教育活動にご理解とご協力をいただき誠に有難うございます。

さて、昨年12月下旬以降、感染経路不明な新たな変異株（オミクロン株）の陽性者が報告されるとともに、府内の高等学校において、部活動等を契機として感染が広がったと思われる事例（クラスターの発生）が複数報告されているため、引き続き気を緩めることなく感染防止対策の徹底が求められています。（当該部活動等の場面だけでなく、下校時での飲食等が要因となっている可能性もあります。）

ついては、三学期の授業開始にあたり、今後の様々な教育活動や進路の実現に向け、下記のとおり、「感染防止対策の徹底」と「今後の教育活動」について、皆さまにお知らせし徹底を図りたいと思います。

皆さまには、下記の内容をご理解のうえ、引き続き健康管理に留意いただくとともに、感染防止対策の徹底へのご協力を、よろしくお願いいたします。

記

＜感染防止対策の徹底＞ 令和4年1月5日付け府教育庁通知「府立学校における感染防止対策の徹底について」より

- ・生徒への指導の徹底（毎日の健康観察の実施、体調不良の場合は登校を控える、生徒どうして食事をする
こと自体を控えるなど）
- ・基本的な感染症対策の徹底（手洗い、咳エチケット、マスクの着用（体育除く）、換気等）
※長時間、密集又は近距離で対面形式となる活動等、感染リスクの高い活動を実施する場合は、特に
感染症対策を徹底すること。

＜今後の教育活動＞

1. 感染症対策の徹底について

(1) 基本的な感染症対策の徹底

- ①マスク着用の徹底 ②手洗いの徹底 ③換気の徹底（常時換気が難しい場合は30分に1回以上
窓を開けて換気） ④休憩時間等において、水分補給用のコップやボトル、タオルなどを共用しない

(2) 健康観察の徹底

- ① 登校前の検温・健康観察の徹底（生徒、教職員等）
- ② 「発熱がある」「咳などの風邪の症状がある」など体調が悪く感染の可能性が考えられる場合は、登校
せずに直ちに医療機関を受診してください。
- ③ 教職員も発熱など風邪症状があるときは休みを取り受診します。

(3) 昼食時について

- ① 食事の前後の手洗いの徹底。
- ② 向き合わず、会話を控え、食事後直ちにマスクを着用することの徹底。

※食堂は、安心して食事ができるよう机の間隔を十分に取り、テーブル上のパーティションを設置し、換気の徹底やCO₂モニターの設置、受渡し口での感染防止対策の徹底などに努めていただいています。

(4) 更衣室や部室など共用エリアの使用について

短時間の利用とし、一斉に利用することは避け、時間差利用、身体的距離の確保、会話の制限を行う。

(5) ご家庭での感染防止について

感染症対策の徹底に加え、ご家族でPCR検査を受けられる方がおられる場合は、特に健康観察にご注意され、登校について慎重にご判断ください（学校にご相談ください）。

生徒が濃厚接触者になった場合や、PCR検査等を受けることになった場合には、登校せず、すぐに学校にご連絡ください。（濃厚接触の可能性が高いと自主的に判断される場合もご連絡ください）

2. 教育活動上の対応について

(1) 教科活動

教科活動は、十分な感染症対策を講じたうえで実施する。

なお、マスク着用等の感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動を実施する場合は、特に感染症対策を徹底すること。また、できるだけ個人の教材教具を使用させ、生徒どうしの貸し借りはしないよう指導するとともに、器具や用具を共用で使用させる場合は、使用前後の手洗いを行わせること。

(2) 体育の授業実施上の留意点

特に、呼吸が激しくなる運動を行う際には、十分な呼吸ができなくなるリスクがあるため、十分な感染症対策を講じた上でマスクを外す。ただし、用具の準備や片付けなど運動を行っていない際は、感染症対策として可能な限りマスクを着用すること。

なお、マスクを外すことに不安を感じる場合は、十分な体調観察を行うなど個別に適切に対応する。

(3) 学校行事等

学校行事等においては、十分な感染症対策を講じるとともに、「生徒どうしが近距離で向き合う活動」「身体接触を伴う活動」「大きな発声や激しい呼吸を伴う活動」等感染リスクの高い活動を実施する場合は、特に感染症対策を徹底する。

また、保護者等の来場者に対しても、マスクの着用など基本的な感染症対策を徹底するよう要請する。

(4) 府県間の移動を伴う教育活動

府県間の移動を伴う教育活動（修学旅行や校外学習など）は、十分な感染症対策を講じたうえで実施する。修学旅行等、泊を伴う教育活動については、取消料が発生する概ね 21 日前をめぐり、実施の可否について慎重に判断することとし、実施する場合は、あらかじめ学校所在地の保健所との連携体制を構築するとともに現地でのアクティビティ、食事、入浴、就寝前等あらゆる場面において感染症対策を徹底する。

(5) 部活動

部活動は、十分な感染症対策を講じたうえで実施する。

- ・活動する際は、以下の点に留意する。

ア 生徒の健康状態を把握したうえで活動を行うこととし、発熱や風邪症状がある場合は活動への参加を見合わせるよう指導を徹底する。

イ 普段の練習においては、十分な感染症対策を講じるとともに、「生徒どうしが近距離で向き合う活動」「身体接触を伴う活動」「大きな発声や激しい呼吸を伴う活動」等感染リスクの高い活動を実施する場合は、特に感染症対策を徹底する。

ウ 用具等については、不必要に使いまわしをしないとともに、こまめに消毒する。

エ 部活動休憩時においては生徒どうしで会話をしながら飲食することを控えるとともに、登下校時や公式戦会場等への移動時においては生徒どうしで食事をする事自体控えるよう、特に指導を徹底する。

オ 部室や更衣室等、共用エリアを使用する場合には、短時間の利用とし、一斉に利用することは避け、時間差利用、身体的距離の確保、会話の制限を行う。

(6) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、家族に体調不良者やPCR検査受検者がいることなどにより登校に対する不安がある場合や、発熱や風邪の症状があるなどの場合、「出席停止」とし欠席扱いとしないことがある。（その際は必ず学校にご連絡ください。）

3. 今後の状況に応じた対応等について

新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、教育庁から必要に応じて別途の対応等について指示や情報提供があり得ることをご了解ください。